

大阪物療大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 大阪物療大学（以下「本学」という。）は、「之科學為報國修」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること。」を教育理念とする。政令指定都市界における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

(学部及び学科)

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。

○保健医療学部

診療放射線技術学科

2 第 1 項の学部および学科に関する規定（以下「学部等規定」という。）は別に定める。

(学部及び学科の教育研究上の目的)

第 4 条 前条の学部及び学科の教育研究上の目的は、次の通りとする。

保健医療学部診療放射線技術学科は、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に資する有為な人材の育成を目的とする。

(収容定員等)

第 5 条 本学の入学定員及び収容定員は次の通りとする。

保健医療学部診療放射線技術学科の入学定員は 80 名、収容定員は 320 名とする。

(修業年限)

第 6 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(在学期間)

第 7 条 学生は、8 年を超えて在学することができない。ただし、1 年次生から 3 年次生については、在学期間は同一学年において 2 年を超えることはできない。

2 削除

3 削除

第 2 章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第 8 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 9 条 学年を次の 2 期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項の規定により年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週とする。

(休業日)

第 10 条 学年中の休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日・土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10 月 29 日

(4) 学園創立記念日 8 月 8 日

(5) 夏期休業 学事日程に準ずる

(6) 冬期休業 学事日程に準ずる

(7) 春期休業 学事日程に準ずる

2 学長は、学部の事情により必要があると認める場合は、前項の休業日を変更するほか、休業日に授業を課することができる。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第 3 章 授業科目、履修等

(授業科目)

第 11 条 教育課程は、本学の教育上の目的を達成することができるように体系的に編成する。

- 2 学部等において開設する授業科目（以下「科目」という。）は、基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目とする。
- 3 前項の科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。
- 4 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（開設科目等）

第 12 条 学部等において開設する科目は別に定める。

- 2 単位数、単位算定基準、試験及び学修の評価その他履修に関する事項は、別に定める。
- 3 学年度によって、教授会の議に基づき開講しない授業科目又は特別に開講する授業科目がある。

（他の大学又は短期大学における科目の履修）

第 13 条 学部において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議等に基づき、学生に当該大学又は短期大学の科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、学生が履修した科目について修得した単位は、本学の定めるところにより、60 単位を超えない範囲で本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 14 条 学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位数の認定）

第 15 条 学部において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条の規定により修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

- 2 学部において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 13 条第 2 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数

と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 4 章 入学、休学、退学、復学、転学等

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 17 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（施行規則第 150 条第 5 号）
- (4) 文部科学大臣の認める者

(入学願)

第 18 条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第 19 条 入学を志願する者に対しては、試験を行い、教授会において選考の上、学長が合格者を決定する。

(再入学)

第 20 条 やむを得ない理由で本学を退学した者で、その後 2 年以内に同一学部にも再入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が入学を決定することがある。

- 2 前項により入学を許可された者の既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 第 32 条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

(入学の手續及び許可)

第 21 条 学長は、試験又は、選考に合格し、別に定めるところにより、所定の書類の提出及び入学料の納付を行った者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第 22 条 学長は、入学を許可した学生について、入学資格を偽り、又は、入学試験若し

くは選考において不正があったと認めたときは、教授会の議を経て、入学を許可した日に遡及して入学許可を取り消す。

(休 学)

- 第 23 条 病気その他やむを得ない理由で休学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人と連署の上、休学願を提出して許可を得なければならない。
- 2 前項による休学の願い出により、教授会の議を経て、学長が休学を許可することがある。
 - 3 学長は、病気等のため修学が不適當と認められる者に対し、休学を命じることがある。
 - 4 休学期間中は、別に定める所定の費用を納入しなければならない。

(休学期間の制限)

- 第 24 条 休学の期間は 1 年以内とする。但し、特別な事情により継続して休学を要する者は、許可を得て更に 1 年以内に限り休学することが出来る。
- 2 休学期間の通算年限は 2 年とする。

(復 学)

- 第 25 条 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の上、復学願を提出し、教授会の議を経て、学長が復学を許可することができる。
- 2 休学した者は原則として学年の始めでなければ復学することができない。
 - 3 特別の事情により復学が不適當と認められる学生に対しては、教授会の議を経て、学長が退学を命じる場合がある。

(休学期間の取扱い)

- 第 26 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(転 学)

- 第 27 条 他の大学へ転学を希望するときは、保証人連署の上、転学願を提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(退 学)

- 第 28 条 病気その他やむを得ない理由で自から退学しようとする者については、保証人連署の上、退学願を提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

- 第 29 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍する。
- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付をしない者

- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 第 7 条に定める在学年限を超えた者

第 5 章 学生、表彰、懲戒

(学生細則)

第 30 条 学生が学生生活上守らなければならない細則は、別に定める。

(表 彰)

第 31 条 学長は、学生として顕著な功績のあった者を、表彰することがある。

(懲 戒)

第 32 条 学長は、本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為を行った者を、教授会の議を経て、懲戒することがある。

(懲戒の種類)

第 33 条 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由なく著しく成績が不良の者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 6 章 卒業及び学位

(卒業及び学位の授与)

第 34 条 学長は、修業年限に規定する期間以上本学に在学し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学部等規定で定める卒業の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。本学において授与する学位は次の通りである。

○保健医療学部 診療放射線技術学科 学士（診療放射線学）

3 この規定に定めるもののほか、学士の学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料等

(学 費)

第 35 条 入学を許可された者は、別表(1)に定める入学金・授業料、実習・設備費（以下「学費」という。）を所定の期日までに納めなければならない。

(学費の分納)

第 36 条 前条の入学金を除く学費の納入は、所定の手続を経て、分納とすることができる。

2 分納の手続は、別に定める。

(学費の返還)

第 37 条 既納の学費その他は、返還しない。

2 入学許可を得た者で、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学手続の取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。

第 8 章 職員組織等

(職 員)

第 38 条 本学に次の職員を置く。

学 長

教 授

准教授

講 師

助 教

助 手

事務職員

技術職員

2 前項の職員のほか、必要に応じて他の職員を置くことがある。

3 職員に関する規定は別に定める。

(学部長等)

第 39 条 保健医療学部学部に学部長を置くことができる。

(教授会等)

第 40 条 保健医療学部学部に教授会を置く。

2 教授会等に関する規定は、別に定める。

第 9 章 附属施設

(図書館)

第 41 条 本学に図書館を置く。

2 図書館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第 10 章 公開講座

第 42 条 本学は、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 補則

(改 正)

第 43 条 この学則の変更は教授会および大学運営会議の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年 4 月 1 日以前に入学した者については、改正前の学則を適用するものとする。

別表(1) 第 35 条関係

費 目	金 額	納入期日
入学検定料 (郵送出願)	30,000 円	入学願書提出日
入学検定料 (インターネット出願)	25,000 円	入学願書提出日
入学検定料 (再受験)	15,000 円	入学願書提出日
入学金	300,000 円	入学手続書類提出日

費 目	金 額	納入期日
授業料 (年額)	1,380,000 円	4 月 10 日 (ただし、入学許可時は 3 月 31 日)
実習・設備費 (年額)	200,000 円	4 月 10 日 (ただし、入学許可時は 3 月 31 日)